

本県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜確認に係る防疫対応について
(11月29日 午前9時現在)

1 これまでの対応

(1) 殺処分進捗状況

県職員234人を2グループ4班編成で動員し、11月29日午前0時25分に殺処分を開始。

11月29日午前7時30分までに9棟約16,500羽中、4棟6,150羽(進捗率37%)を殺処分した。

(2) 消毒ポイント運営状況

発生農場周辺の感染拡大を防止するため、発生農場周辺、半径3km及び10km地点付近に5か所の消毒ポイントを設置した。このうち、消毒する車は緊急消毒ポイントについては、全ての往来する車、半径3km及び10km地点については、畜産関係車両のうち区域の外側へ向かう車が対象。

区分	設置場所	設置時間
緊急消毒ポイント (発生農場周辺)	農場出入口	11月28日 午後6時30分
移動制限区域内 (3km)	国道280号バイパス新六枚橋付近側道 (青森市大字六枚橋字不浪知)	11月28日 午後10時30分
	国道280号バイパス青森農協蓬田給油所脇路側帯 (蓬田村大字阿弥陀川字汐干)	11月28日 午後10時30分
搬出制限区域内 (10km)	瀬戸子グラウンド (青森市大字瀬戸子字神田)	11月29日 午前2時30分
	大平交差点付近駐車帯 (外ヶ浜町字蟹田大平沢辺)	11月29日 午前6時40分

(3) 埋却処分

11月29日、発生農場敷地内を埋却候補地としていたが、現地調査の結果、湧水のため不適と判断。

このため、県と青森市の協議により、発生農場から約400m離れた青森市の市有地を埋却候補地として選定し、現在、試掘に向けて刈払い中。

(4) 相談窓口の設置(11月28日設置済)

①人の健康及び食品衛生に関すること

各地域県民局地域健康福祉部保健総室(各保健所)、青森市保健所、保健衛生課

②鶏などの家きんの病気や衛生管理に関すること

各地域県民局地域農林水産部各家畜保健衛生所、畜産課

③野鳥の異状死に関すること

各地域県民局地域農林水産部林業振興課、自然保護課

④愛玩鳥など自宅で飼っている鳥に関すること

動物愛護センター、青森市保健所、保健衛生課

連絡先は畜産課ホームページ <http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/chikusan/infuru.html>

(5) ホームページ

県ホームページに公表資料及び本部会議資料を掲載。
今後の対応状況についても、随時、掲載する予定。

2 今後の対応

(1) 防疫対応

殺処分や、消毒ポイントにおける車両消毒を継続実施。埋却については準備が出来次第、処理を開始。

(2) 発生状況確認調査

移動制限区域（半径3km以内）の4農場に加えて、疫学的に関係のある（発生農場からの種卵の移動）1農場を合わせた5農場を対象に11月29日午前から臨床検査・ウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施。

(3) 矢倉農林水産大臣政務官の来県

県内で発生した高病原鳥インフルエンザの現場状況の把握及び防疫対応等のため来県する。

日時：平成28年11月29日（火）11時15分

会場：青森県庁 第2応接室

(4) 疫学調査チーム

本日、国及び県職員で疫学調査チームを組織し、発生農場の現地調査を実施予定。現地調査については、マスコミオープンはしない。